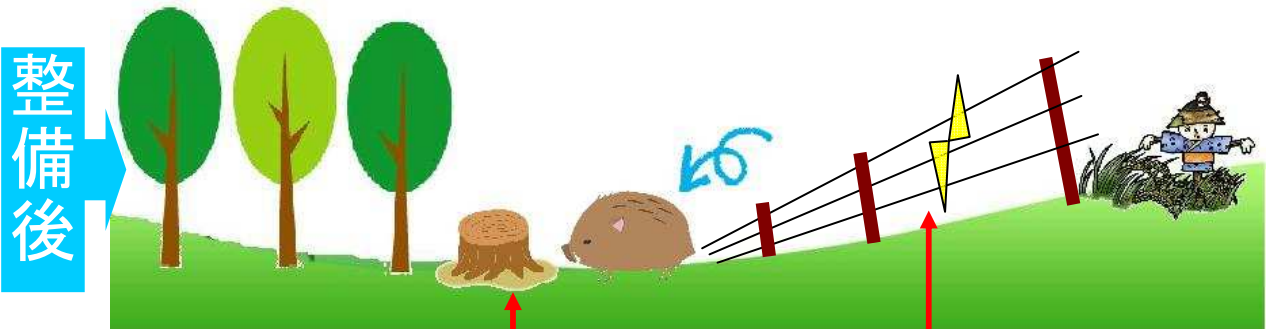
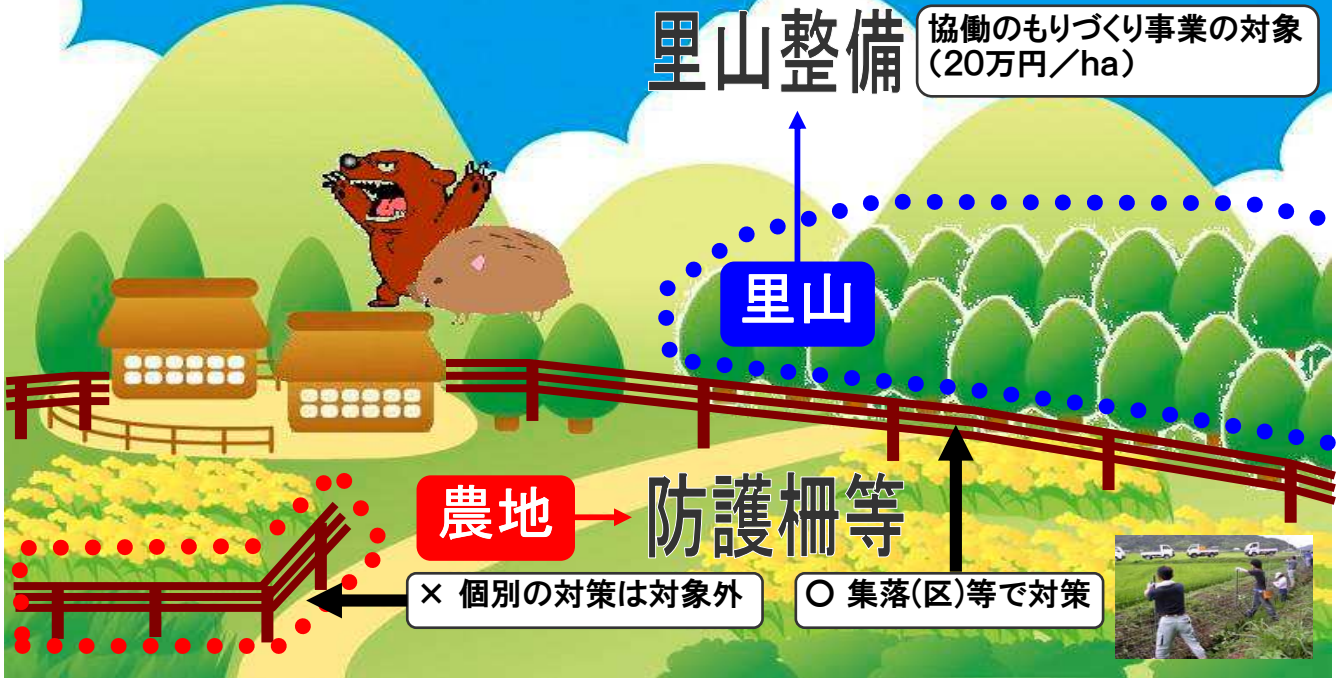


飯山市有害鳥獣防除対策事業のイメージ



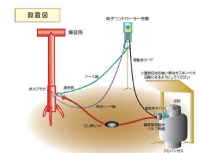
木の伐採、刈払い、整地など
周辺整備の委託料 (9/10以内)

おもに電気柵など
原材料費 (9/10以内)

設置例



その他、忌避するのに
効果のあるもの (9/10以内)



飯山市有害鳥獣防除対策事業交付金交付要綱 概要

平成23年度期間中に集落(区)で行われる鳥獣害対策について交付金を交付します。尚、個人での対策は対象外となります。

【交付対象者】

区又は地区区長会 市長が適当と認めた団体(財産区など)

【交付対象経費及び交付額】

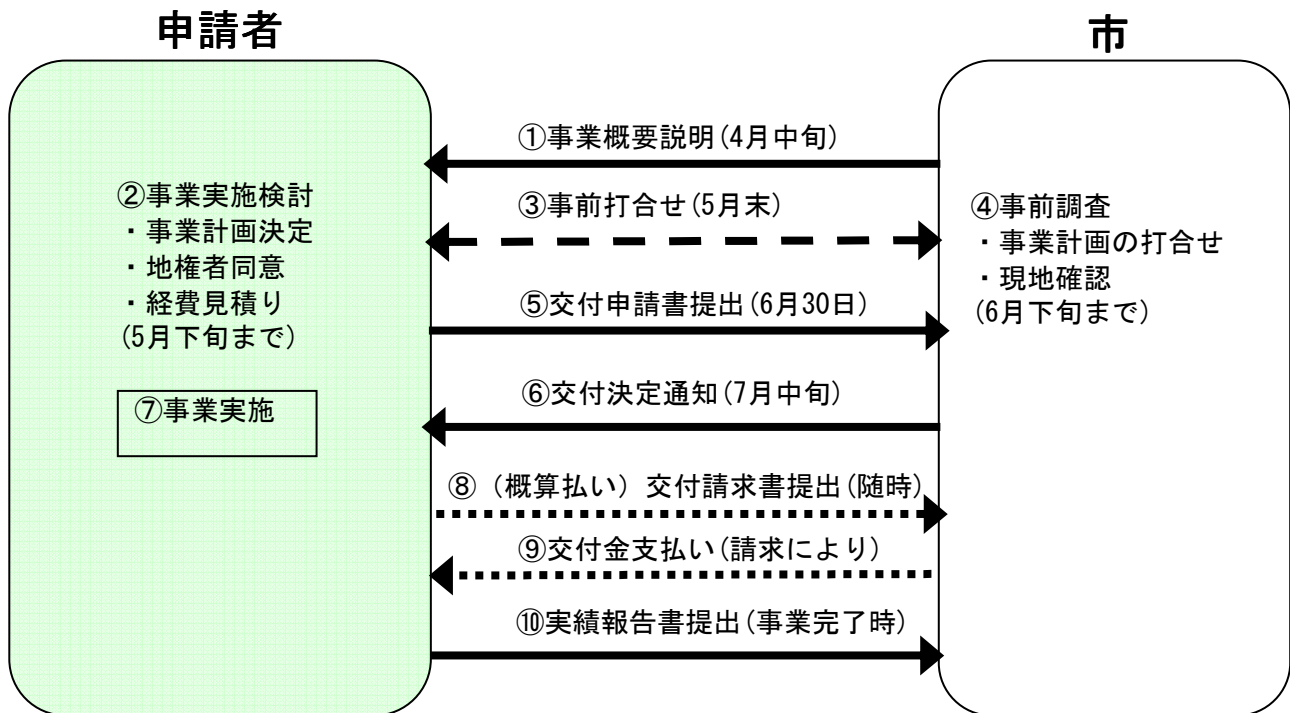
- ・ 鳥獣防除ため設置する防護柵等に必要な原材料費の10分の9以内
- ・ 防護柵等設置するため必要な周辺整備に係る委託費の10分の9以内
- ・ 有害鳥獣が忌避するのに効果がある物の10分の9以内
- ・ 防護柵等の設置又は管理に必要なもののうち、市長が必要と認める経費の10分の9以内
- ・ 国及び県の補助金等の場合、交付対象となる経費は、その補助金額等を除いた額

【交付金交付の条件】

- ・ 交付金を受けた防護柵等は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間はこれを設置すること。
- ・ 設置した防護柵等は、適切に維持管理すること。
- ・ 上記が実施されない場合、交付金を返納すること。
- ・ 交付金の目的を達成するため必要があると認めるときは、経費の使用法その他について条件を付することがある。

【対策期間】 平成23年度期間中

【予算】 9,000千円



詳しくは、
市役所農林課 耕地林務係
電話0269-62-3111 内線266 担当：上野
までお問い合わせください。